

第8回 まちづくり常任委員会会議録

令和2年11月27日(金)

委員会 議室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時26分)
- 2 調査事項
 - (1) 総務財政課所管
 - ①町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
 - ②幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ③幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
 - (2) 住民生活課所管
 - ①人権擁護委員の増員について
 - ②旧サロベツ清掃組合最終処分場周辺の水質検査の実施について
 - (3) 企画振興課所管
 - ①に幌延深地層研究計画について
 - (4) 産業振興課所管
 - ①幌延町農業振興地域整備計画策定事業について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(14時41分)

○出席委員(8名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	6番	吉原哲男
委員	1番	高橋秀明
委員	2番	佐藤忠志
委員	4番	植村敦
委員	5番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
総務財政課課長	藤井和之
住民生活課長	早坂敦
企画政策課長	角山隆一
産業振興課長	山本基継
総務G主幹	伊藤崇
総務係長	渡邊智民
保険係長	長山慎吾
広報住民係長	植村美佐子
農政係長	新野貞治
事務局長	藤田秀紀

○議会事務局出席者

主 事 滿 保 希 來

齋賀委員長

それでは、ご着席ください。

ただいまより、令和2年第8回のまちづくり常任委員会を開会いたします。

本日の出席議員は8名全員出席しております。

調査事項は、総務財政課所管から、住民生活課所管、企画政策課所管、産業振興課所管となっておりますので、式次第に載ってる順番にやってきたいと思っております。

それでは、一つ目、総務財政課所管「町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」であります。説明を求めたいと思っております。

藤井総務財政課長

臨時議会が終わって、すぐに常任委員会の開催ということで、このたび町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例につきましては、監査委員にも関係するというところで、事務局長にお願いをしまして、代表監査委員の出席もお願いをしたところでございます。

この条例については、後ほど詳しく説明しますが、町と議会と監査委員と、そういった関係性が十分に必要になってくるという条例でございますので、ちょっとこれから運用の面ではいろいろとあるのかないかわからないですけども、条例を制定するという必要性から、この条例の制定をさせていただいたところでございます。

それでは、配布資料の1をご覧ください。

条例制定の背景ということで、冒頭も説明しましたが、例えば住民などから、首長や職員、行政委員等について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結等があると認めるときは、監査委員による監査を経た上で違法な支出等を行った町長等へ自治体が損害賠償請求をすることを求める請求を裁判所に対して行うことができます。

この訴訟の結果、町長や職員等が自治体に損害を生じさせた場合、軽過失のみの場合であっても個人として負担し得ないような巨額の損害賠償責任を当該自治体に対して負うことがあります。このことが町長や職員等の萎縮を招き、円滑な行政運営に弊害が生じているとの見方があります。

これらを解決するため、平成29年の地方自治法改正により、町長や職員等の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、条例で定めることにより、町長や職員等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされました。

資料2の制定理由についてですが、

現在の住民訴訟の状況は、1億円を超える高額で過酷な賠償責任が認められる判決がされるなど、現行の制度のままだと、その全額について追及されることとなります。

そのことに対し、最高裁判所の補足意見では、町長や職員等の職務執行の萎縮や心理的負担などを考慮すべきと述べられ、公正な職務の執行が可能となるよう地方自治法が改正された趣旨を鑑み、条例制定する理由となります。

次に、3の条例の内容についてありますが、

資料の3ページに条例(案)がありますが、第1条から第3条の構成となっており、第1条は、本条例の趣旨として、先ほどご説明しました地方自治法の規定と同じ内容を規定しております。

第2条では、最低責任負担額の規定ですが、地方自治法施行令第173条第1項第1号の規定内容を、本町においても参酌し、規定しております。

こちらは、後ほど、資料4でご説明いたします。

第3条では、損害賠償の責任の一部の免責についての規定ですが、町長や職員等が幌延町に対して負う損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額にそれぞれの区分に対応する係数を乗じた金額から、第2条の最低責任負担額を控除して、それを超える部分について免責するものです。

附則では公布された日からとしております。

次に、4の条例（案）における参酌基準についてですが、条例内容でも触れたとおり、地方自治法施行令第173条第1項第1号の規定内容を、アからエのとおり、政令の基準を参酌して設定しております。

また、故意または重過失の悪質な場合は、本条例の適用はなく、原則として全額の賠償責任を負うこととなります。

イメージ図をご参照願います。

損害賠償責任の総額のうち、この度、制定する条例の基準により算出された額を控除した額について免除する内容となります。

例えば、基準給与年額が600万円の職員が、判決により町に対し1千万円の賠償責任を負う場合です。

この職員が町に対して賠償責任を負う額は、基準給与年額600万円に係数1を乗じた600万円となります。また、この職員が損害賠償責任を免除される額は、1千万円の損害賠償責任額から当該職員が町に対して賠償責任を負う600万円を控除した、残りの400万円となります。

今後のスケジュールについてですが、12月議会に上程しますので、ご審議のほどお願いします。また、本日付で議会への説明と条例案を提出したことになりますので、議会は、議長名で監査委員に意見を聞かなければならないと、地方自治法で規定されていることから、所要の手続きをお願いいたします。

実は、日本全国で調べてみますと、北海道以外については、既に条例制定されている自治体が大多数あります。北海道については、若干少ないのかなっていうところも見受けられますけども、今回は幌延町だけが制定するのではなくて、宗谷管内の自治体で同じような条例を制定するというふうに伺っております。

(2)につきましては今説明しましたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと参考資料としては、条例案が3枚目にありまして、先ほど説明しました1条から3条建てです。その次のページの参考というところにつきましては、これらが、先ほど監査委員の意見を求めなければいけないという根拠で、地方自治法第243条の2第2項では、地方普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないという規定がございますので、今、先ほど説明したとおりでございます。

その下の地方自治法施行令につきましては、先ほど資料の2枚目に記載されております本町の条例は地方自治法施行令と同じ基準を適用してますというような添付資料になります。

以上で説明を終わります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それでは、意見をいただきたいと思いますので、挙手をして指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

高橋秀明委員

今の説明でわからないってのは、私も佐藤さんも8月30日に議員になったばかりで、ベテラン議員さんは、いろいろ例があったから分かると思うんですけども、今の説明でわからない点を藤井課長ね、具体例で、言ってもらったほうがいいと思うんですよ。

実際にこういう方が、こういう職員がこういうことをして、そしてそのとき理事者がこのように決めたと。それを言ってもらったほうが、具体的にわかりやすいと思うんですけども、いかがでしょうか。

それとね、全国で大多数がって言いましたけども、例えば、何十%ぐらいがとか、そういう数字で示していただかないと、ちょっと、検討つかないですね。

藤井総務財政課長

まず、全国で大多数だというのは、本州のほうは、ほとんどだと思います。

北海道は、ちょっとわかりません。数を数えてないのでわかりません。そのパーセントも大変申し訳ないですけども、数字を押さえてるわけではなかったもので、大変申し訳ございませんが、大多数という表現が合っているか、多数という表現が合っているかについては、ちょっとお詫びしたいと思いますけども、多数だということは間違いないということで御理解いただければと思います。

一つ目の質問の具体例ということになりますけども、住民訴訟が起きないことについてはその具体例もなかなかわからないですね。

どれに対して住民訴訟が起きるかっていうことについては、訴訟を起こす人の考え方にもなると思います。

ですから、具体例というんですね、例えば、交通事故がいいのかちょっとわからないですけども、交通事故で、例えば公務中に死亡させてしまったという事案で説明すると、例えば死亡事故を起こしました。当然そこには、刑事罰とか行政責任とか、損害賠償的のところも民事的なものも出るとは思いますけども、その部分で、死亡事故で1千万という言葉が適当かどうかわかりませんが、1千万円を損害賠償請求され、給与の年額っていうのが600万円だから、残りの400万円が免責されますよということなんです。ただ、そこについては、当然、業務上で事故を起こしてるわけですから、国家賠償法でいう求償権というのも当然設定されますよね。それが不注意であったのかっていう詳しい調査をしなければいけないと思うんですけども、業務上、例えばやりました、起こしました。

この条例では1千万円に対して600万円は、損害賠償として負うけども、400万円は、免責される。ただし、ここっていうのは逆に行政に対して訴えられていくパターンと、個人に対して訴えられてるパターンと、いろんなパターンがあるんです。具体例っていう具体例がよくわからないんですけども、今の具体例じゃ駄目だということですか。

高橋秀明委員

要するに、私たちったら佐藤さんに失礼だけれども、新しいことしか知らないし、実際、町で町の職員に対して、どういうことをやってたのか、それがあるのかないのか、それを聞いてんですけども。

町の職員がこういうことを、幌延町の職員ですよ。ほかの町じゃなくて、こういうことを起こして、こういうふうに収めたとか、こういう罰金だとか。そのことを聞いているんです。

藤井総務財政課長

すいません、過去にあった事例ということでしょうか。

高橋秀明委員

事例です。

藤井総務財政課長

それについてはございません。

過去にはございません。

高橋秀明委員

うわさでは聞いてるけど。

藤井総務財政課長

すいません忘れました。大変失礼しました。

事例という部分では、賠償ということの行為は1件ございました。4～5年前ですね。

高橋秀明委員

質問の内容なんですけどね。

守秘義務がここであるかどうか、それも私わかりませんが、一応責任を持った立場の人たちしかいない会議の場でね、具体的に言って良いのであれば、言っていただきたいと思うんですけど、それはやっぱり個人情報のあれですか。その範囲内でお願いします。

藤井総務財政課長

数年前に起きた事案のことだと思ってますけども。

高橋秀明委員

まだまだあるとは思って質問しているんですけど、一つだけですか。

藤井総務財政課長

私が職員になってからの記憶でいくと、数年前に起きた1件だけだと思ってます。

そちらのほうについては、住民訴訟が起こされてない。監査請求も起こされていない。

ただ、我々行政としての責任として、一体幾らの損害額があったんだということに対して、当時の職員については、それをお支払いいただいたというような事案でございますので、この条例とはまた違う案件でございます。

斎賀委員長

よろしいですか、高橋委員

高橋秀明委員

例が一つしかないということで、それ以上は追求出来ないのはわかりましたし、個人情報のこともあるから、個人名は上げないと。そして訴訟を起こされたわけではないと、その点は理解いたします。

藤井総務財政課長

私が職員になってから、記憶がないということですので、もし事例があれば、後ほどでも訂正させていただきますけども、ちょっと確認出来ないということでの答弁だということで、御了承いただければと思います。

齋賀委員長

ほかに委員からありませんか。

西澤委員

この最低限の責任を負う額については、職員が軽過失の場合に限定するというのが載っておりますけれども、この軽過失を認定するのは、どこになるのでしょうか。

藤井総務財政課長

まず訴訟を起こされてるということなんで、まずは裁判ということになりますから、そこでの判断がいくら提示されたとかっていうことになろうかと思えます。

当然、我々行政の中でも、監査委員さんをお願いをして、こういう案件が起きたけども、こういうことでも大丈夫でしょうかというような調査を依頼しなきゃいけないと思えますし、自発的に監査委員も調査をするっていうことも想定としてはあるかもしれません。その中で、最終的に判断が下されるということなので、ちょっと具体的に本当は事例があればいいんでしょうけども、流れとしてみれば、今みたいな流れから判断をせざるを得ないのかなというふうには思ってます。

西澤委員

裁判を起こされてからの話っていうのは、よく理解出来てるんですけども、この裁判の中でその事例が、この職員は軽過失ですよっていう判例にはならないのかなと思うんですけど。

その中で、軽過失だっていう判断を下すのが、多分こちら側サイド、訴えられたからサイドで、でもこれは軽過失だったよねっていう判断になるかと思うんですけども、そのときの判断する場所というのはどこになるのかなあというふうに思うんですよ。

軽過失かそうじゃないかっていう判断をする場所が、裁判の中では、多分、軽過失ですよという話にはならないんだと思うんですけど。

藤井総務財政課長

恐らく、裁判から始まり、そういう事案があつて、行政側も調査をして、監査委員側も整理をして、それで、過失割合とかそういうものが決まってくるよな。

それに対しては、当然議決をしなければいけないような案件になろうかと思えますから、当然、議会も巻き込まなければいけないよね、流れとしては。

前段の流れの中では、監査委員さんの調査ですとか、裁判の司法の判断の文面ですとか、そういったものを読み取りながら、行政としては、こういう判断をしたっていきながら、最後は、議会のほうの議案として流れていくんじゃないかなと思えますから、最終的には議会の議決がなければ判断にはなりませんし、一義的には行政側がやって、順番を経てやって、最後、議決によって決定されるんじゃないかというふうには思ってます。

齋賀委員長

ほかに発言ありませんか。

藤田議会事務局長

高橋議員もちょっとわかりづらかったっていうお話を聞いた上で、ちょっと僕のほうで、仮定の事例を想定したいんですけど。

例えば、私、藤田が公務中で出張の時に、人を来る人を轢いてしまったときに、1千万円の損害賠償請求をされたときに、私の給与上の年収が600万円だった。

そのように仮定した場合、1千万円の損害賠償を請求されて、藤田の給与上の年収が600万円だから、600万円は、藤田が負担しなければならない。残りの400万円を免除するっていうんですけど、この免除っていうのは、藤田は600万円しか払わない。でも、残りの400万円っていうのは、誰が負担するんですか。

(「町です。」の声あり)

それでは、この免除に係る部分っていうのは、損害賠償が免除されるわけではなくて、町がその分を負担するという意味なんですよ。

藤井総務財政課長

大変助かります。

内容的には、今、局長からご説明していただいたとおりで、そのあとに、国家賠償法というものがあって、求償権がありますよということですね。

一義的には、行政機関が、その免責部分も当然負担しなければいけないんだけど、そこについては求償権がありますよっていう説明なので、ちょっと至らぬところありまして、大変申し訳ございませんでした。

高橋秀明委員

今、藤田局長が言ったことがそのとおりだとみんなが思った場合は、年収が600万円だったら、残りは町が負担すると。それでいいんですか。

その600万円しか個人の責任はないっていう言い方と、みんな聞いちゃうんじゃないですか。そこに違えますか。

藤井総務財政課長

一般的には、多分そういう認識で聞いてると思いますので、それは正しいと思います。

公務員は、個人が責任をとることが、実は、ほとんどないんです。

いわゆる、住民監査請求や住民訴訟が起こされたときは、個人の責任がないんですね。

でも、その部分ではないところについての損害っていうのは、行政側と本人が確認行為をして、その損害を与えた要因が十分私にはありましたよっていうことになると、数年前の事案がそういう事案だと思います。

ところが、今回の条例については、その部分の条例ではなくて、住民訴訟とか、そういった部分が起こされて司法の場で判決をされた場合とかっていうことに限定されてるので、ちょっとすいませんが複雑で申し訳ないんですが、理解出来たかわかりませんが、そういうような内容になってます。

高橋秀明委員

確認なんですけど、藤田さんの年収が600万円だとしたら、損害賠償額が1千万円だから、残りの400万円は町で負担する。年収が600万円しかない場合は、具体的にそういうふうになるんですか。それを私はさっき質問したんですけども。

本人の年収がリンクするわけですか。

藤田議会事務局長

高橋委員。資料の2ページ目のところに、町長だと年収の何倍とか、書いてあるんじゃないですか。職員の場合は、年収相当で、町長は、給与の年収の給与の6倍で、副町長が給与の年収の4倍が個人の負担すべき額という上限が記載されています。

高橋秀明委員

何回も繰り返しますけども、給与の年収が600万円であつたら、その600万円しか個人で賠償する責任はないと、残りは、地方自治体である町のほうということですか。

私はね、これ見たばかりだから、そんなにね、ぱっと理解は出来ないんです。今、見たばかりだから。もうちょっと早く提出くれるなら、理解しますけども。

藤井総務財政課長

この常任委員会での説明後に、また議会で提案するわけですから、まずは御理解ください。

資料の2枚目で、町長6、副町長教育長以下4、農業委員会、固定資産費審査評価委員2、当町の職員1ってなるのは、今説明した中では、職員は1倍ということになるので、年収が600万円の方であれば、600万円、400万円の方であれば400万円ということになります。

例えば、町長であれば年収が1千万円だとすると6倍の6千万円という数字になりますから、先ほど冒頭で説明しましたのは、ちょっと御指摘もあって大変恐縮なんですけど、本州のほうでは、20数億円の損害賠償が起こされている事例も実はあるんですね。それが町長の責任として、例えば、その自治体が1千万なのか2千万なのかわかりませんが、年収が2千万円だとしたって、6倍ですから、1億2千万にしかないんです。そして、その残りが、結局は、免責になるという規定なんですけども、その首長さん、ちょっとインターネットの情報で大変恐縮なんですけど、実は、最後は破産宣告までしてるというところもあつたりとかっていうことですね。

それを最高裁判所が、付した意見の中に、政策的なことをやっているにも関わらず、業務上萎縮させてはならないとか、もしくは、心理的負担を与えてはならないというようなことが、たまたま、最高裁判所で意見を付された。

それを踏まえて、国のほうでは、自治法の改正としては、こういうことを盛り込もうというような流れだそうです。そこを受けて、全国自治体が条例制定をしましょうということです。

ただし、免除されるっていう、一義的には数字的にはそういうふうになるんですけども、あとは、社会的な責任も当然負いますから、お金だけの解釈でいくと高橋委員がおっしゃるとおり、免責されてしまうという部分についてはっていうふう考えられるのかもしれないけども、社会的責任を負うとかといった部分もございまして、あとは、調査後の求償権的なもので、行政側がその方に対して、残りの部分をあなた損害あるじゃないですかというようなことからすると今説明したような破産まで追い込まれている事例もありますよということでございます。

条例の中では、こういう規定なんですけど、全体的なやり取りの中には、数字的なやりとりもありますので、そういう意味では、最初のところでは、不審に思うところもあると思うんですが、流れるにはそういうような流れということで、ちょっと説明が至らなくて申し訳ないんですが、御理解いただければと思います。

高橋秀之委員

ちょっと聞きたいんですけど、町長6とか副町長4、農業委員2、職員1って、これインターネットで調べたら、どこも同じ数字なんですけど、これって、全国的っていうか、全部この数字で制定されているんですか。

藤井総務財政課長

今のご質問ですが、資料の4ページ目に地方自治法施行令第173条を記載していますが、地方公共団体の長が6、副知事副市町村長は4だとかっていうふうに記載がありますが、最後に地方公共団体の職員1ということなので、これが私が先ほど説明した国の基準を参酌してっていう言葉なんですけど、近隣の状況だとか、いろいろな考慮をして、自治体ごとに判断できるんですけど、それよりも下回ってはいけませんということになっています。

そういうような判断をするために、参酌という言葉が使われるんですけども、うちの場合は、あくまでも自治法と同じ率で設定しました。ほかの自治体も大半は多分一緒だと思います。ただ、私もインターネットで調べると、首長が2という自治体もありました。そこはその自治体の判断なのかなと思います。ただ、あくまでも、イコールではなくてもいいのですが、幌延町としては、同じ国と同じ基準で設定させていただきましたということでご理解ください。

斎賀委員長

高橋委員よろしいですか。

(「はい」の声あり)

佐藤委員

これからこの数字ってのは、町独自の国の基準に沿った形で、町長が6だとかということをやっつけていこうということなだけで、これは、もっと早くやっつけていかなきゃなんなかったのかなと思ったり、例えば、教育委員だとか、選挙管理委員だとか、農業委員、固定資産評価委員の人たちが、こんなことがあるのかなって聞いちゃったら、引っ込む人も出てくるんじゃないかと思って。

だけど、逆に言うと早くこれも知らせてもらって、こういう制度で、何かあったとき、委員会に来る途中で事故を起こしてしまった。えらいことになってしまったっていう、こういう時に、救いの手ではないんですけど、こういう補償もあるんだなとこういう制度できるんだなと、僕らも大変勉強になったし、あり得ることだからね、これ現にやっぱり。

今、課長が言ったように、とんでもない補償をしなければならないときもあるし、軽妙な事故で済めばいいけど、とんでもない死亡事故を起こしてしまった時に、こういうのがあるというの、それぞれ保険も入ってるだろうけどね。

だから、ここで例えば町長6倍の余りひどいんじゃないかとか、さっき言ったように、半分でいいんじゃないかとか、これも今日ここで議論があって、もう少し下げたらいんじゃないかと上げたほうがいいんじゃないかとかいろいろ今日ここでやれるってことですか。

藤井総務財政課長

大変申し訳ないんですけど、議案は、今日発送するというので、議案を提出したのが、今日付けとなりますから、審議としては、最初に私が説明した国の基準と同じ率で審議をいただくこととなります。

仮に、それは駄目だというのであれば、否決という言葉になると思うんですが、そのあとになるのか、それとも条例を取り下げるのかっていう方法は、いっぱいありますけども、あくまでも、それを独自で判断するっていうのはちょっと難しいのかなっていうふうには考えてますから、国と同じ基準を適用させていただきましたという説明しか出来ないんですけども、この独自性を持つということは、どういう根拠でどういうふうには、どんな経過でどういう判断をしたんですかっていうことを問われますので、そういう意味では国の基準というのは、適正な基準だろうというような判断の中から、提案をさせていただいてるということでございます。

佐藤委員

はい、よく理解させていただきました。

ありがとうございます。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、それでは以上で、「町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」は閉じたいと思う。

ここで休憩します。

(11時06分 休憩)

(13時07分 開議)

斎賀委員長

それでは皆さん御着席ください。

午前中に引き続き委員会を再開します。

続きまして、調査事項②「幌延町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

説明を求めたいと思います。

藤井総務財政課長

それでは午後からも引き続きよろしく申し上げます。

配付している資料は、表題が「新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当」という1枚ものの資料を配付してございますが、1番から4番までございまして、1番目の改正趣旨でございますが、

国では、新型コロナウイルス感染症から国民の生命や健康を保護するための作業に従事する職員の感染リスクや厳しい勤務環境等を鑑み、特例的に職員に対し手当を支給することとし、人事院規則が改正されました。

これらの改正趣旨を考慮して、本町でもいつ発生するかわからない新型コロナウイルス感染症の患者などに接して行う特に医療関係職員や患者への相談や検査などへの協力する業務などに従事すると思われる全ての職員を対象として特殊勤務手当を支給する内容の改正となります。

改正内容につきましては、主に表のところをご覧いただければと思いますが、これが全ての業務内容ではございません。細かいことを羅列すると、かなりの想定があるものですから、大ざっぱな表現をさせていただいた表の記載ということで御理解ください。

①番から⑤まで表の中に記載していますが、1番から3番目までの手当額を3千円、4番と5番を4千円としております。

まず最初に、4番5番の4千円のほうでございますけれども、陽性の患者というところに、身体に接触して行う業務、もしくは、その患者または感染の疑いがあるものに、長時間にわたり接する業務、これに対しては、1日1回に当たり、4千円を支給するという内容でございます。

上のほうに①から③とございますけれども、そちらのほうは3千円ということですから、その部分の作業については、軽めの作業ということになります。ただ、その軽めの作業も1番から3番に記載してありますが、疑いのあるものに接する業務、病原体が付着し、または、付着している疑いのあるものの処理と表記をさせていただいておりますけれども、運用のときには、細かくいろんな想定をしながら、支給をしていきたいというふうに考えております。

この資料の3番目には、実施時期ということで、条例については12月議会に提案させていただきたい。

適用日については、12月1日としておりますけれども、こちらのほうについては、12月定例会は12月10日が開会ということになっておりますけれども、その間にもしかしたら発生するかもしれないという部分については、1日から適用させていただきたいというふうに考えております。

ここで防疫作業手当の主な詳細については、例えば、消毒作業が必要になった場合、これは4千円なのか3千円なのかという、直接患者さんに接してはいないので、3千円の部類だろうというふうに考えてます。

ですからこれらに付随するような作業については3千円だということで御理解いただければと思います。

以上で説明を終わります

齋賀委員長

新しい特殊勤務手当の制定について、意見のある方は挙手をして指名を受けてから発言してください。

西澤委員

対象業務ということで広範囲だということで理解はいたします。そこで一つお伺いしたいんですけども、今現在、コロナの疑いのある人が、診療所を受診して、先生の指示で、例えば検査してくださいって言った場合、その患者さんが、1人で車を運転していける場合はいいんですけども、行けない人の場合は、現状どのような手段で稚内市立病院とか、その検査できるところまで行くというようなふうになってるんでしょうか。

藤井総務財政課長

まず医療機関に熱があるんですけどもっていうところの最初の受診がございまして、疑いがあるからっていうことでは、PCR検査の必要性があるということであれば、当然、保健所に連絡して確認をとります。そうして、PCR検査になると、保健所が送迎をするということで、PCR検査の必要性についてはそこになるので、職員が、直接触れそうだと、もしくは疑いがありそうだっていうのは、医療機関だけなのかなという想定があります。

もう一つ、今度は、抗原検査ですとか、本当の疑いで熱があるから咳が出てくるから、自宅待機をしてくださいといった場合、我々はこれも疑いじゃないかっていう疑問を感じてます

けども、ここについては、陽性になったかならないかで、特殊勤務手当の支給は月締めでやっていますので、そのときそのときの判断ではなくて、月締めでやっていますから、陽性の患者がでたときには、初めて3千円支給となります。だけど、陰性の場合、単なる風邪というか、そういう類いになるでしょうから、その場合は、特殊勤務手当の支給はないものかなというふうには、運用面では考えてます。

西澤委員

ここに関する、直接特殊勤務手当ではないんですけども、その作業の流れというか、についてちょっとお伺いしたいんですけども。

例えば、最近あった事例で、東京のほうから帰ってこられる方がいて、その方は普通に、民間の交通機関で家に帰られたんですが、そのあと、例えば熱がある、咳が出ているという体調不良の症状を訴えて、たまたま、保健師さんが関わってる家族だったので、家族の流れが分かるので、保健師さんが対応しようとしたんですけども、結局、民間の交通事業者が動いたんですが、例えば、こういう特殊勤務手当が出てきたときに、そういう情報が入った場合、役場の保健福祉課なりが、その人がコロナの疑いがあるっていうことの判断であるでしょうけど、病院まで行ったりとかっていうふうな流れにはならないのか、あくまでも、その患者さんが自ら交通手段を駆使して診察を受けに行くのかっていうところをちょっとお聞きしたいんですが。

岩川副町長

これについては、一応、本部会議でも話題出たんですけども、どういう場合に、保健師等が対応しなきゃならないのかっていう。

まず、基本的には、自分で行ける場合は、自分で行きましょと、自助ですよ。

もしそれがかなわなければ、家族の方だとか、共助で行ってもらおうと。

どうしてもそれが出来ないって言った場合には、公務員が対応するしかないんじゃないかというような話にはしています。

西澤委員

そこで、その自助の中に民間の交通事業者も入れての自助なのか、情報として疑いがあるのにも関わらず民間に流すのかって話のところですか。その辺はどうなんですか。

こういう小さい町なので、実際その前の日は、民間の交通事業者が運んでたりしてますし、定期的には、もちろん消毒なり換気なりをしてってところは作業していて、見知らぬ人が乗ったときには、降りた後にするようにとかっていうことはしてるんですけども、明らかに、行政側が疑いがあるっていうことを認識した上で、行政としてそういう行動って話なんですか。その辺どうなんですか。

藤井総務財政課長

大変貴重な御意見だと思いますし、貴重な想定だと思います。

冒頭、説明させていただいた副町長からの御答弁というのは、まず、自助、自らと、もしくは助け合う、そして公的にやるという部分については、理解されたと思います。

この特殊勤務手当については、あくまでも行政職員が対応した場合ということなので、どの場合が対応してどの場合が対応しないのかってところの線引きは正直まだ出来てないところではございます。

多方面でいろいろ聞くと、例えば、高齢者が入居するような施設でクラスターが発生した場合ってというのは、どこで搬送するんですかっていったら救急車らしいんですね。

ですから、その想定として個人が来た場合の、今、質問していただいたケースというのは、そのあとに、どういうふうに対応して、誰が対応したのか、対応すべきなのかを検討しながら、運用としては図らなきゃなんない事案じゃないかなというふうに聞きながら判断しました。

もう一方、インターネットの情報で大変恐縮なんですけど、補助金を出している自治体があるんですね。民間が、そういう人たちが動いた場合。

ですから、コロナの感染リスクがあるという施設の職員が、そういった部分についても、十分、そのリスクとしては発生するから、補助金を出したほうがいいんじゃないかっていう自治体は、実はあるらしいです。

今、幌延町では、その話題というのはまだ出てなくて、これから検討してかなきゃならないと思うんですけども。

そういうケースっていうか、その運用面で、今は、まず体制を整備させていただいて、それから運用を図っていかざるを得ないのかなというところでは、ちょっとお答にはなってないと思いますけども、正直ちょっと苦しい判断だということなんです。

斎賀委員長

西澤委員よろしいですか。

西澤委員

はい。いいです。

高橋秀明委員

こういう質問は、西澤さんが、今、質問したことに対して、言うのはおかしいのは重々承知で言えますけどね。西澤さんの質問は、3千円なのか4千円なのかを言ってるんじゃないなくて、自分のハイヤー会社に、行政側で疑いがある人を、どっかできちっとしないで、自由にお願ひすることは、はたしていいんですかっていう意味も含まれてんじゃないかなと思うんです。お金のことは、後で決めればいいことなんで、その辺が、ちょっと説明不足だと思いますよ。

藤井総務財政課長

答弁は、非常に苦しいんです、正直言うと。

というのは、個人の方が判断するっていう部分については、必ずハイヤーさんを使いなきいつてのは、行政側でも仕組みとしては成立してないので言えません。

そして、ハイヤーを申し込むのは個人ですよ。

という部分の扱いと、今言っているPCR検査が必要だとか、疑いがあるっていうその疑いを、その段階で誰が判断できるかって言っても、誰も判断出来ないんですよ。事後なので。その運用が難しいということ言ってるだけであって、それは後からその手当を支給する部分については、事後であって判断できるのであれば、当然、それは手当の支給対象になるでしょうしということ説明したつもりだったんですね。

ですから、ちょっと、わかりづらい答弁で申し訳ないですけども、ハイヤー会社さん、もしくは、個人の人はどうするんだという部分が出てきますから、その線引きっていうのが

運用をしてからでないといけないですし、っていうところが、自助共助公助の部分だと思うんです。これが、今からこうしようっていうことが、正直、想定が広過ぎるんですよ。

例えば、夜中の3時にそういう案件があって、輸送しなければならないって誰がやるんですかっていうところの運用面というのは全然想定が出来ないんです。でも、それって疑いじゃないかって言われたら疑いなんですよ。でも、それは今その時点で疑いなんです、それが陽性か陰性もわからないで、言ってるわけですから。それについてのちょっと苦しい答弁で恐縮なんですっていうことで、答弁したつもりです。

高橋秀明委員

分かるんですけども、やっぱり国がね、ちゃんとした指針を示し切れないと。

これがまた新型コロナウイルスのある意味で怖いとかもしれないんですけども、もう終息するんでないかって、我々もみんなも思ってた中で、第4波が疑われてますよね。

ですから、国の指針がはっきりしないときに、やっぱり地方自治体の職員も判断に困るという状態になってるんじゃないかと思うんで、その辺、どうやって変えていいのか私もわかりませんが、今、西澤さんが質問したのは、3千円か4千円を追及したわけじゃなくて、やはり自分の事業の中で、どういうふうに来るのかとか、そういう心配で言ったことだと思いますんで、藤井課長のお話は、ある意味でわかりました。

植村委員

今、課長も高齢者施設の発生した場合には、基本的には救急車という。

この特殊勤務手当の対象の中に、北留萌消防職員の救急隊員が対象になるのかなのか、そこら辺はどうなんだろう。

藤井総務財政課長

実は、宗谷管内でも、利尻礼文の消防組合では、既に発生しているんで、もう手当は制定されているということになってます。

あとは、稚内市ですとか、南宗谷ですとか、そういった消防組合は、まだ未制定で、検討中だということですから、今、検討してるのかなと思ってますが、自治体の部分については、制定するという予定だそうです。枝幸町ですとか、そういったところは。

今の御質問ですけども、北留萌については、私のほうから、北留萌の総務課長さんにお電話して、今、町ではこういう制定をしようと考えてるけども、当然、消防職員についても、必要になってくるのではないかということでは、検討していただけないですかという話はしてましたが、その後はちょっとすいませんけども、まだ未確定な情報しかございません。

野々村町長

今、北留萌のことで今回、議会はあったんですけども、まだそこは煮詰まっていなくて、事務局方から説明はしてなかったです。多分ですけども、医療機関の従事者と同じような国の制度によってその緊急対策的にそうなる。そのためには、各こういう広域組合とか団体が、それぞれこの条例みたいな形を決めながら、多分取り組んでいくものだと思います。

ただ、今回の議事の中では、その議論はされなかったんで、ここは支署長を通してでも、この次、やっぱり早めにこの対策をしていかないと、やっぱり1番接触して従事をしている方は看護師さんの次に、やっぱり従事してる方、そういう重い仕事になってるということ自体は、皆さんも御承知のことだと思ってます。ただ今回、皆さんの御理解をいただいて、北留萌消防広域組合でも、ストレッチャーにかぶせる囲い込みのドームをきちんとやったのと、

それから運転席と、それからストレッチャーを納めるところの隔壁を、全町村の救急車に設置をできるということで、今回の議会でその承認はしたところであります。

齋賀委員長

他に委員、発言ありませんか。

ではないようですので、この件については、この程度で閉じたいと思います。

続きまして、総務財政課所管 3 番目「幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」です。

この件について説明を求めたいと思います。

藤井総務財政課長

幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定ということで、皆様方、議員でございますので、この公費負担というのがイメージ的にまず最初に思い浮かべていただきたいのがはがきの部分でございます。はがきの部分については、800枚まで公費負担しますよということで、立候補するときの事前説明会等では説明をさせていただいています。

それ以外に、自動車、ビラ、ポスター、それについても公費負担としますというような条例の制定になります。

まず資料4枚ほどついてますが、1枚目2枚目は今説明しようとする資料でございまして、3枚目については、国が公職選挙法の改正をしましたという資料になってます。

1枚目、2枚目の資料の条例制定の背景でございますけども、今、ちょっと触れました公職選挙法の改正に伴ってですね、お金のかからない選挙の実現と、候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、公費による選挙費用の負担制度が設けられております。

これは令和2年ということです。

この改正に伴って条例においても同じ町議会議員選挙、町長選挙においても、公費制度を定めることができるようになったという背景でございます。

条例の制定の理由につきましては、公職選挙法で謳っているとおりの内容でございますけども、自動車、ポスター掲示、ポスターはポスター掲示用のポスターのみです。

そしてビラの作成ということで、こちらのほうは公費負担とするよということの内容になっております。

それが3番目の条例案の内容でございます。

そちらのほうの説明をすると、まず3番の(1)①の選挙運動用自動車の使用ということで、アとイが記載されてます。

アについては、ハイヤー契約による選挙運動用自動車の借上げというような内容でございまして、このハイヤー契約っていうのは、一般の運送業法に謳われている業者さんということになります。

そちらとの契約を必要としておりまして、これは自動車、燃料費、運転手込みというような内容で、1日1台で、1日当たり上限6万4,500円という内容でございまして。

②番目の上記以外の個別契約っていうのは、個人との契約、そういったことを想像しますが、そちらの場合ですと、自動車の借上げの場合だと1日1台で1日当たり1万5,800円。自動車の燃料は、選挙期日の前日までの日数に7,560円を乗じて得た額です。

運転士の雇用については、1日1人、1日当たり1万2,500円が、公費負担になっております。

次に②番のビラについてですが、ビラについては、アが作成単価の限度、イが作成枚数の限度ということで、それぞれ1枚当たりの単価の限度は、7円51銭、国の規定どおりで、枚数の限度につきましては、町議会議員は1,600枚、町長は5千枚というような規定の内容になります。

ただ枚数のほうについては、条例の制定ではなくて、公職選挙法上に規定がもう既にございますので、そちらのほうになります。

③番目のポスターの作成についてですが、こちらも単価の限度と枚数の限度を謳っております。

単価の限度については、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額ということになっておりまして、早い話、幌延町のポスター掲示場は20か所でございますから、525円6銭×20か所+31万500円を20で割るということになります。それが限度ということになります。

あと作成枚数の限度ですが、ポスター掲示場の数×2ということなので、先ほど説明した20か所ですから、掛ける2ですから40枚が上限となります。公費負担の上限額ということでございます。

次のページのビラの頒布の解禁ということでは、今までビラは、誰でも、どこでもいいよってということで頒布は出来なかったんですが、そちらのほう解禁されたということになってます。

上限枚数は、先ほどの枚数と同様の1600枚ということになってます。

ビラの種類については、2種類作成可能という内容でございます。

次に3番目の供託金制度の導入ということでは、ここは新たにですから、もともと町長選挙にはございましたけども、町議会選挙には、この制度はありませんでしたが、新たに導入して15万円ということになります。

イのところに書いてるとおり、供託物の没収点がございまして、有効投票総数÷議員定数÷10ということですから、うちの有権者数でいくと約2千人ということですから、二十数票ぐらいが没収点なので、没収される想定は、余りないのかなというふうには考えてます。というような選挙費用の公費負担制度の条例制定を、12月定例議会に条例制定の提案をさせていただきます。次の選挙からこれを適用していきたいというような内容でございます。

以上でございます。

斎賀委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、以上をもって「幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」の件は閉じたいと思います。

皆さんその場で暫時休憩してください。

(13時39分 休憩)

それでは皆さん、お静かにお願いします。

会議を再開します。

調査事項 2 番、住民生活課所管「①人権擁護委員の増員について」の説明を求めたいと思います。

早坂住民生活課長

それでは、人権擁護委員の増員について、住民生活課から御説明いたします。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けて、全国の自治体で国民の基本的人権を守るために活動しております。

最近ではいじめや人種差別、虐待などが大きな社会問題となっており、人権擁護委員の活動もより重要視されてきています。特に、小学校や中学校などでの人権教育の重要性が増し、人権擁護委員も学校などでの人権教育に力を入れているところです。

そのような中、当町においては、2名の人権擁護委員が活動しておりますが、問寒別地区と下沼地区という地域的な事情もあり、委員からは以前より幌延市街地区で、もう1名委員の増員が望まれておりました。

また、平成30年度には、旭川地方法務局稚内支局長から各市町村に委員の増員についての要請もあったところであります。人権擁護委員の定数につきましては、国の人権擁護委員定数規定で各市町村の人口規模によって定数が決められており、人口5千人以下の町村の場合は3名となっています。これは、上限を設定しているもので、地域の状況によって実際の人数は別に定められています。

今回、増員を希望するうえで、法務局稚内支局に問い合わせたところ、増員に関して、異論はないが、法務省のほうに増員に対する上申をし、その承認を受けるために、議会の承認が必要とのことでしたので、本常任委員会で増員への承認をいただきたく、お願いをします。

本町の人権擁護委員は、先ほども申し上げましたように2名おりまして、下沼の稲垣紘順氏と問寒別の高木由香氏となっています。委員の活動については、お配りした資料の令和元年度の活動実績をご覧いただければ分かりますように、学校訪問や街頭啓発など、多岐にわたって活動していただいています。また、社会を明るくする運動や防犯運動などにも参加いただいています。

しかし、冬期間などでは、それぞれ問寒別、下沼という地理的な理由もあり、天候次第では予定を変更、キャンセルしなければならない状況もあり、幌延市街地区に1名配置されることによって、人員の円滑な運用が図れることなどの利点もあることから、今回の増員要請となりました。

なお、今回新たに推薦をお願いしたい候補者は、元町23番地14の佐藤友子氏であり、佐藤氏は町の教育委員、児童委員としてもご活躍くださっています。また、人権擁護委員の重要な仕事の1つに各学校での人権教室の開催があり、そういった場所で子供たちを前に話が上手に出来る方という意味でも、放課後児童クラブ等で活躍をしてくださっている佐藤氏が適任と考え、12月定例議会において同意案を上程させていただく予定となっております。

委員が増員することによる町の費用負担は、現在のところ発生はいたしません。稚内人権擁護委員協議会へ毎年助成金として1町村2万7千円が宗谷町村会を通じて支出されてお

り、これらの負担金などが今後もしかすると増額となることも考えられるということでしたが、仮に増額したとしても数千円程度ではないかと思われま

す。最後になります、できるだけ早い段階での委嘱を可能にするためにも、まずは本常任委員会での人権擁護委員の増員に係る承認をお願いできればと思います。

以上、人権擁護委員の増員についての説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ただいまの説明、議員の皆さんから何か御意見ありませんか。

西澤委員

質問ではなく、ちょっとした意見なんですけれども、佐藤友子さんに関しては、今課長が紹介されたように、問題ないというよりも適任だなというふうには感じておりますか、幌延町の委員の選定については、一人に集中するという傾向がやっぱり、これだけ人口が少なくなっている中では、いたしかたない部分がありますけれども、今後の選定については、その辺も考慮というか、勘案しつつ、人選の選定に当たっていただきたいというふうに思います以上です。

早坂住民課長

委員おっしゃられるとおり、やはりこういった人口規模が少ないところでは、どうしても偏ってしまうというようなことも当然考えられるということで、今回に関しては、先ほど申し上げたとおり、教育委員もやって、児童委員もやって、そういったところでいろいろと負担にもなっているということも、担当は考えていたんですけども、御本人にも事前にお話をしたところ、快く「私でよければ」というようなお話いただけましたので、今回の推薦のほうに進んでいくというような流れになったということで御理解いただきたいと思

います。

齋賀委員長

ほかに委員からありませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、人権擁護委員の増員について、この場で委員の皆さんの承認をいただけますか。

(「はい」の声あり)

委員会のほうでは、承認するというので、次の事務手続に進んでほしいと思います。

よろしくをお願いします。

それでは、続いて、2つ目「旧サロベツ清掃組合最終処分場周辺の水質検査の実施について」の件について説明を求めたいと思います。

早坂住民生活課長

旧サロベツ清掃組合最終処分場周辺の水質検査の実施について、ご説明いたします。

本施設につきましては、委員もご承知のとおり平成14年にごみの搬入を終了。その後、複数年かけて施設を埋め立てし、閉鎖から現在まで20年弱経過している状況であります。また、閉鎖に伴い、環境への影響調査の観点から、水質検査を平成20年度まで実施していたところであります。当時の検査結果は資料の一番下のとおりで、各年度とも環境基準を大きく下回る数値となっております。

次に、この度、急遽、水質検査を実施することとした経緯についてですが、本年10月に、宗谷総合振興局環境生活課において、北海道で定めている廃止済み焼却炉点検マニュアルに

基づく焼却炉及びその周辺の立ち入り検査が行われました。閉鎖に際しては、北海道とも協議したところではありますが、当時、幌延町は留萌支庁管内だったこともあってか、直接関与していなかった宗谷総合振興局に、埋め立てに至った詳細な経過説明を求められました。

当時、留萌支庁からは「埋め立ては好ましくないものの、焼却炉の保全を図るための有効な手段であれば、やむを得ないと判断するが、生活環境の保全に支障がないことに留意し管理すること」と見解が示され、これを基に埋め立てを実施したものであると宗谷総合振興局に対し説明したところ、前回の水質検査から10年以上経過していること、また、周辺に井戸水を生活用水として利用している民家があることを踏まえ、生活環境の保全に支障がないか早急に確認してほしいとの要請を受けるに至り、内部でも検討した結果、早急に水質検査を実施するとの結論に至ったところであります。

なお、検査は生活用水の井戸水で1か所、平成20年当時まで検査していた処分場付近で1か所の計2か所を予定しており、検査にかかる費用は79万円程度となりますが、当施設は豊富町との共同管理ですので、幌延町の持ち出し分は33万円程度となります。予算につきましては12月補正予算に計上させていただくこととしておりますのでご承知おきいただければと思います。

次に、今後の対応についてですが、先ほども申し上げたとおり、北海道からは、生活環境の保全に支障がないことに留意し管理することとの見解が示されておりますので、水質検査の結果にかかわらず、定期的に検査を実施する予定であります。検査の頻度につきましては、結果次第だと考えておりますが、北海道とも協議の上、概ね1年から5年周期で実施したいと考えているところであります。

なお、検査結果につきましては、折を見て、委員の皆さまにもご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、旧サロベツ清掃組合最終処分場周辺の水質検査の実施についての説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明について皆さんから意見をいただきたいと思っております。

高橋秀明委員

場所が、豊富町と幌延町の町境にある、もう、これから使えなくなりますよって言ったときに、両方の町からごみが集中して、燃えた明かりが、遠くから見えたあの場所のことですかね。

早坂住民生活課長

委員おっしゃるとおり、豊富町との境界にあります字下沼の国道を走っていきますと豊富の方へ向かっていくとあると思うんですけども、豊富町との境界に合った以前にごみを焼却していた施設でございます。近くの民家というのは、田中明さんのお宅があるということでございます。

高橋秀明委員

わかりました。

西澤委員

水質結果によるんでしょうけど、概ね1から5年というのは、水質検査の結果が悪ければ1年ごとぐらいの感じでやっていかなくちやならないだろうという想定だと思うんですが、これ10年以上経過してて、概ねこの数値が変わってなくても、5年ぐらいの周期でやっていかなくちやならないのかと、もう1点が、今おっしゃられた近くに住んでいる方がいて、地下水を利用している方がいなくなった場合でも、水質検査を定期的に行っていくっていうふうにしなきゃならないのかっていうところの判断なんですけれどもお願いします。

早坂住民生活課長

結果がき次第ということで、この結果がもし当時とそれほど変わらなくても、5年置きにやらなければならないのかということなんですけども、やはり、これを埋め立てする段階で、北海道のほうからそういった指導というか見解を示されている以上は、定期的に5年なら5年周期で継続していくということで、環境の保全に努めていくというようなところは必要かなというふうに考えております。

また、飲料水として使われているところがあるので、そこでも今回水質検査を行うんですけども、仮に、そこに住まなくなった場合でも、そういうものをやらなければならないのかということなんですけど、確かにその井戸水のところでやる必要性はないかもしれませんが、その近辺で、今、2か所のうち1か所に関しましては、やはり継続して検査をしていく必要があるのかなというふうには考えております。

高橋秀之委員

1年から5年周期でやらなくてはいけないという事なんですけど、まだあそこには煙突が残ってますよね。あれを解体しないというのは、ダイオキシンがあの中に詰まってるんで、相当お金がかかるってことで残してるっていう答弁だったんですけど、あれをそのままにしていると、この1年の値がよくなったとしても5年なんだけど、それをずっと続けていくってことなんですか。

早坂住民生活課長

ずっと続けていかなければならないのかということで、結論から申し上げますと恐らくそういうことになると思います。

それで議会等でも、答弁させていただいたかと思うんですが、施設をもしその処分することになりますと、当時でも1億7千万円とかっていう金額がかかってくるということですので、今現在、国のほうにも何らかの補助をつけていただけないかということで、期成会等を通じて要請をしてるんですけども、なかなか、そこもうまくいかないというところもあるので、何かしらの方法がないかということで、担当では検討進めてる最中です。

恐らく今のままやっても起債はつかないでしょうし、補助もつかないということなれば、何らかの手段、豊富も絡んできますので、そちらとの協議というのも当然必要になってくると思うんですけども、何かしらの方法を探りながら、できるだけ早く進めていきたいというふうには考えておりますけども、仮に処分したとしても、そこから先、定期的に5年ぐらいは環境変化がないかどうかという検査をしなければならぬと思うんですよね。

ですから、なくなって5年先はぐらいまでは、検査をしなければならぬということで御理解いただきたいと思います。

高橋秀明委員

今のことに関連してですけれども、豊富町と幌延町で折半すればいいとした場合、多分今でも1億円ずつでも間に合うのか。例えばですけれどね、前で1億7千万円の見積りでしたから。お金を国に要請するんでなくて、自腹を切ったらすぐできることだと思うんで、豊富町はふるさと納税がすごく潤っているところなので、幌延もお金がないわけじゃないから、やったらいいんじゃないですか。

早坂住民生活課長

自主財源でもっていか単費でもやったらいいんじゃないかというような御意見だと思います。それも一つの選択肢になるのかなというふうに考えてます。

ただ、それも豊富町さんはふるさと納税あるかもしれないけれども、そこそこの使い道といいましょうか、その町の考え方というのも当然ありますので、やはり、豊富町との協議というのが当然必要になってくるという中での進め方をしていかなければならないということですので、すぐやりますというようなご返事は出来ませんが、その辺も含めて、今後検討進めていきたいなというふうに考えております。

斎賀委員長

はい、ほかに委員から発言ありますか。

(「ありません」の声あり)

最終処分場周辺の水質検査の実施については、また、逐次、委員会のほうに報告をいただきたいと思います。

早坂住民生活課長

別件なんですけれども、以前に常任委員会で御説明させていただいておりました町有霊柩車の関係なんですけれども、ちょっとまだ明確な答弁出来なくて申し訳ないんですが、この件につきましては先日開催しました町政懇談会で町民の方々に御説明させていただきまして、多数の御意見をいただきました。結果として廃止することに対する反対意見というのはなかったというような状況になりました。

ただ、送迎バスの運行については、引き続き希望したいという意見が寄せられ、それに対しては、当面は引き続き運行する方向で考えている旨お伝えしたところであります。

今後、町有霊柩車廃止に対する反対意見等がなかったことを受けて、令和2年度をもって霊柩車を廃止する方向で進めたいというように、担当では考えているところです。そうなりますと、民間所有の霊柩車による対応という形になりますので、新たに発生する個人の費用負担につきましては、何らかの形で助成するというところで、今、考えをしておりますが、その方法等について、現在、検討を進めているというような状況ですので、ご理解をいただきたいと思います。

また、方針が決まりましたら、3月定例会に向けた常任委員会では間に合わないかもしれませんが、当初予算も絡んでくる可能性がありますので、方針が決まりましたら、また、皆様に臨時的にお集まりいただくようなことをお願いするかもしれませんが、ご説明させていただきたいと考えておりますので、ご承知おきいただければというふうに思います。以上です。

斎賀委員長

わかりました。よろしくをお願いします。

では、住民生活課の案件が全て終わって、ここで、説明員を交代したいと思います。

ありがとうございました。

(13時58分 休憩)

(14時00分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

続きまして、企画政策課所管「幌延深地層研究計画について」であります。それでは、説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは、私から、今年度3回にわたり開催いたしました幌延深地層研究の確認会議での確認結果を中心に、幌延深地層研究計画の状況について御説明いたします。

資料につきましては、資料1枚目「幌延深地層研究計画令和元年度調査研究成果報告」及び「幌延深地層研究計画令和2年度調査研究成果報告」に係る確認結果について、続きまして、資料の2枚目「確認結果で確認できた主な内容」この2種類をお配りしております。

それでは、説明に移ります。

資料1枚目をご覧くださいと思います。

今年度の確認会議の開催につきましては、9月3日のまちづくり常任委員会において御説明いたしましたとおり、幌延町における深地層の研究に関する協定書に基づき、研究の履行状況を確認することを目的に、令和元年度調査研究成果報告、及び、令和2年度調査研究成果報告の内容について、原子力機構から改めて説明を受けた後、北海道、幌延町、専門有識者からの質疑、また、会議開催にあたり、道民から募集した質問について確認を進めました。

確認会議につきましては、8月31日、10月16日、10月23日の計3回で確認を終え、会議で確認した内容については、令和2年10月23日付け確認会議座長からの文書により幌延町は報告を受けています。

この報告を踏まえ、幌延町は、令和2年11月4日付けの文書により、令和元年度調査研究成果報告及び令和2年度調査研究成果報告について、三者協定に則り、研究が進められていることを確認した旨を原子力機構理事長へ通知しております。

次に確認会議において、確認出来た主な内容について御説明いたします。資料の2枚目をご覧ください。

確認した事項といたしましては、研究成果及び研究計画については、令和元年度に計画していた研究について、予定していた成果を得た上で、令和2年度の研究を計画どおり開始したこと。また、研究終了後の埋め戻しについては、昨年度の確認会議において、国内外の技術動向を踏まえ、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示すとしていることから、来年度、確認会議において、研究終了後の埋戻の考え方を示すこと。

次に情報公開については、より理解しやすい資料づくりに努めるほか、新年度計画説明時に、前年度の研究成果とあわせて説明を行うことにより、各年度で実施する研究のつながりが理解しやすい形とすること。

次に安全確保等については、坑内での火災、地震など、予期せぬ事態に備え、訓練の拡充を図るほか、それら事象に対する情報、データを速やかに開示すること。

続きまして、三者協定との整合性につきましては、協定に則り、研究が進められていること。これらの事項について確認いたしました。

なお、第1回の確認会議の場で、原子力機構から説明のありました500メートルにおける研究の検討、こちらにつきましては、原子力機構は、必須の課題の研究を進め、地層処分技術基盤を整備する上で、有効な可能性があるとの認識のもと、判断材料を集めることを目的とした設計業務を行い、今年度中に研究の実施について判断することについて確認しております。また、判断した内容及び理由等について、確認会議において説明することになりましたので、今年度末、または、年度明けを目途に、これらの成果を踏まえて、確認会が開催される予定があることを申し添えます。

以上、幌延深地層研究計画に係る説明とさせていただきます。

斎賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの幌延深地層研究計画についての報告について何か意見のある方、挙手して指名を受けてから発言してください。

西澤委員

専門有識者のメンバーなんですけども、変わっていなければ、今更の質問で申し訳ありませんけれども、下の二人の専門有識者のコミュニケーションの二人が専門家に入っているという理由は何でしょうか。どういう役割で入ってるんですか。

角山企画政策課長

ただ今の御質問ですけれども、このコミュニケーション分野については、令和2年度からこの分野の先生が入っております。

この研究がどのような伝わり方をするかとか、そういった研究内容をどうこうするかみたいな観点で評価をいただく、御意見いただくという目的で、この二人の先生が入っているところです。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

はい、ではないようですので、幌延深地層研究計画については、この程度で閉じて、また、遂次、報告をお願いしたいと思います。

では、皆さんその場で休憩してください。

(14時06分 休憩)

(14時08分 開議)

休憩を解いて会議を再開します。

続きまして、産業振興課所管「幌延町農業振興地域整備計画策定事業について」です。

山本課長、説明を求めたいと思います。

山本産業振興課長

昨年度から実施している幌延町農業振興地域整備計画の進捗状況について、担当の者から説明いたします。

新野農政係長

本日はただいま申しましたとおり、昨年度から2か年を予定して、全体見直しを行っている農業振興地域整備計画の進捗状況について御説明いたします。

農業振興地域の見直しに係る委託業務については、本年度が最終年となりまして、受託業者のほうから計画案の内容が示されたところです。

現在も修正指示により、内容は整理中ではございますけれども、この度、内容の御説明と今後の手続等のスケジュールを説明したいと思います。

資料の1のほうをご覧ください。

農業振興地域制度及び農業振興地域整備計画についてですが、以前、議会の視察前に農振制度や本町の農振計画について御説明させていただいた経緯がございますけれども、改めて、説明したいと思います。

農業振興地域整備制度は、農地の住宅化や工業用地化など、農業以外の利用が進む中で、今後も長期に渡って農業を振興する地域を明らかにして、農業と農業以外の土地の利用を調整するために行われているものです。

農業振興地域整備計画は、国の基本方針に基づいて、都道府県のほうで基本方針を定め、その中で農業を振興する地域を指定しております。

幌延町では、昭和46年9月に指定を受けております。

この指定された市町村については、農業振興地域整備計画を定めるとともに、地域内の今後とも長期に渡り農業上の利用を図るべき地域として農用地区域を設定します。

幌延町については、昭和47年5月に農業振興地域整備計画を策定しております。

農振計画の見直しについては、法律のほうで概ね5年を目途に基礎調査を実施して、必要があれば総合的な見直しを行うこととされております。

幌延町では平成10年度に見直しを行って以降、財政的な問題もありますけれども、見直しを行ってきていないということで、令和元年から令和2年度にかけて総合見直しを実施しております。

委託業務の概要ですけれども、資料1の3のほうに書いてございます。

総合見直しにつきましては、基礎調査ですとか、現況整理、集計、附図の作成等、地図情報や航空写真を使って現況整理等、膨大な資料が必要ということで、そのような技術のあるところに業務委託を出しております。

従前と大きく変更となるのは、現況を整理した農振計画を元に農業振興地域管理システムの導入ということで、今年度末には、パソコンのほうでシステムを導入するという事になっております。

これまでの管理の状況でいきますと、一筆一筆、土地の管理が出来ていなかったというような状況でございますので、これを現況を航空写真等で精査して、一筆ずつ管理していくというのが、一つ大きな目的となっております。

それから委託業務の進捗ですけれども、青のカラーで書いてる部分が、4番ですけれども、令和元年度部分になります。赤で書かれた部分が令和2年度の業務委託の内容となっております。

令和元年度は、約1万7350筆を精査して業者のほうから農振計画それから基礎調査案ということで示してもらっています。それを精査して、令和2年度に完成までもっていきたいというふうに、現在のところ動いている最中でございます。

5番の委託業務の実施状況ということで、こちらのほうも、第1年度目ということで令和元年度の前算の状況、執行状況等を書かせていただいております。

元年度、2年度とも財源として北海道の地域づくり総合交付金のほうが対象となりましたので、こちらのほう一部財源に充てて実施しております。

今後の手続、スケジュールとしまして、6番のほうに簡単に示しているんですけども、今年度中には宗谷総合振興局に、固まったものを事前相談という形で提出したいと思っております。併せて、法の施行規則、それからガイドライン等で決まった手続になりますので、市町村の農業委員会、それから農協、森林組合への意見聴取も併せて行っていきたいと思っております。

年が明けて、時間がどれぐらい事前協議にかかるか読めないところであるんですけども、事前相談の意見聴取の回答が年が明けてから帰ってくると思います。

その後、施行規則に則りまして、公告縦覧期間を30日間、異議申立ての期間を15日間ということで設定しまして、広く町民の方に計画案のほうを見ていただいて意見等を募集すると。

その後、意見等をまとめた上で、知事協議ということで、こちらのほうは事前協議を先に行っておりますので、回答のほうは早いかなと思っております。

来年度4月には決定公告ということで、計画のほうが出来上がるとふうに現在のところは予定してございます。

続いて、資料の2、3のほうで、農振計画の基礎資料案と農振計画案の概要ということで、御説明したいと思います。

まず、基礎資料案の概要ですけども。基礎資料案につきましては、記載項目は、ガイドライン、法の施行規則のほうで記載の項目や調査資料収集の内容が決まっておりますので、これに従いまして、記載項目のほうを載せております。

本日、案として1冊お渡しすれば見やすかったのかなと思うんですけども、量もたくさんになりますので、記載項目のほうを2番のほうで、掲載しております。

記載項目については、第1の地域の概要から第12の農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等という1から12までで構成されております。

こちらのほうは、記載内容については国勢調査ですとか、農林業センサス等に基づいて、統計資料に基づきまして、現在までの数値のほうは埋めてございます。それから、各年の調査物なんかの数字も全て拾って記載事項のほうに当てはまるように、数値のほうを載せたりしております。

それから、5年後10年後の見通しということで、各項目の中で出てくるところがあるんですけども、こちらのほうは委託業者のほうで、トレンド推計ということで、過去の人口の推移ですとか、飼養頭数の推移ですとか、そういったものから推計を出した数字になっております。まだ、現在精査中ということで、私のほうでも見直しみて、疑義のある数値なんかも出てきてますので、今回は細かい表なんかは持ってきておりません。

続いて、資料3整備計画案の概要ということで、こちらのほうが実際報告となる整備計画の中身になっております。

こちらのほうも1冊ご用意すると結構な量になりますので、概要ということで横書きでまとめさせていただいております。

農振計画書の策定に当たっては、町の総合計画に即する形で、また、それ以外の農業経営基盤強化促進基本構想、それから、酪農肉用牛近代化計画、人・農地プランですとか、バイオマス産業都市構想等、町の各種計画に十分整合性を持った形で文書のほうを作成しております。

整備計画につきましては、作文の部分、マスタープランと呼ばれる部分があるんですけども、こちらのほうは、農業の生産の基盤の整備ですとか、開発に関する事項を文書で定める部分になります。

そのマスタープランの主な変更内容ということで、3番のほうに左側を変更前、右側を変更後として、資料のほうを概要としてまとめてございます。

記載の事項でいきますと第1の農用地利用計画から第8の生活環境施設の整備計画まで条立てて記載になります。

主なものでは、平成10年に作られていますので、社会的な情勢の変化が非常に大きいものですから、今ある各種計画に基づいた形で表現ですとか、そういったものを変えております。

主なものでいきますと、第1の農業地利用計画でいきますと、現計画でいきますと、農地開発を積極的に進めるというような表現になってるんですけども、現在のほうは、なかなか農地を広げていくということは、なかなか難しい状況にありますので、そのような表現を省いた形にしているとか、第2の農業生産基盤の整備開発計画でいきますと、こちらのほうも農用地の開発を進めるというような表現になっておりますが、変更後については土地の有効利用や高度利用というような表現で書いてございます。

それから、現計画でいきますと、かんがい排水事業の実施ということですけども、こちらのほうは既に完了しておりますので、かんがい排水施設の活用ですとか、現在、事業として動いてる国営総合農地防災事業の内容とかも、改めて追加した形で書いてございます。

また、現在、基本構想ですとか酪肉近計画で町で進めている施策なんかでのキーワードとして新しく追加して作文としているところがございます。

例えば、第3のほうでいきますと、農業経営の大規模化ですとか、営農支援組織の充実というような表現で、今、施策として進めているコントラクター事業ですとか、そういったものに該当するような内容を記載しております。

それから法人化の推進ですとか、現在でいきますと有害鳥獣の被害も多いということで、農作物の作業被害の防止とか主だったキーワードを入れながら制作しております。

それから、第4の効率的かつ安定的な農業経営の目標ということで、以前の視察前の説明の中で、確かに八雲町の農振計画との比較ということで、本町の計画と照らした形で御説明させていただいたかと思うんですけど、その中で八雲町さんの計画では、個人の経営の目標ということで、詳細な計画、目標が農地計画のほうにも記載がありましたので、1ページめくっていただいて、表のほう細かいんですけども、こちらのほう基本構想のほうで定めている認定農業者が本町で目指すべき農業経営の規模ですとかってものを定めた経営類型ごとに定めたものがございまして、こちらのほうを農振計画のほうにも掲載する予定で入れてございます。

以上、資料のほうにはいくつかバイオガスに関するということについても記載を入れたり、研修機能を持った農業法人の設立というような部分も、今後将来に向けて、農振計画の中では推進していくということで載せてございます。

以上、簡単に概要ということで、ちょっと条立ててまとめた資料なんですけども、簡単にはなるんですけど、以上で説明のほう終わりたいと思います。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの策定事業について、委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。指名を受けてから発言をお願いします。

無量谷委員

振興計画は、農地を守るための事業で、網を掛けてるという段階なんですけども、ある程度、長年こう携わってみると、仮に言いますけど、地番で農振を掛かってる状態で、ある程度、地番の中に畑は畑としてはあるんですけども、その淵が山間部言ったら、林業になってますと、それも全部農地として今まで被さってるっていうような状況なんだけど、その見直しをどうして幌延町は、ある程度考えていくのか。その辺聞きたいなと、今後の農振の考え。

そして、昭和46年である程度農地を守って農地を増やすっていうような段階の土地だったかなという感じはしてんですけど、今、逆に農家が減っちゃって、農地が余ってるっていうか、とても山間部まで農地として使えないよという放置までいかないにしてももうやめたんだという段階で、そういうのは外せるものかどうか。

新野農政係長

ただいまのご質問ですけども、まず現在の作成作業に当たって、オルソー画像、航空写真、林班図等も業者に提供して、現況と見比べて、現況が農地である部分については、農振農用地のほうに入れる。林班がかかっているところも以前は、農振と被ってる部分も、中にはあったんですけども、そのようなところは、外すようなことで整理をしているところです。

今後、農地の利用の低くなりそうな場所について、あらかじめ現況を見て、外すようなことで、現在、整理はしております。

特に、現在営農していなくて、幌延にも住所のないような方のところで、実際、賃貸借もなく、実際の利用状況のないようなところについては、今回を機に、きれいに外すようなことで整理しております。

それから、一筆の中で農地であったり、現況山林になっているような部分については、管理システムの中でも、一筆の中で農振農用地は何平米、森林の部分は何平米っていうようなことで分けることも出来ますので、そのような細かい整備の仕方を今回はしているということです。

無量谷委員

今までと違って地番ごとの感覚でなくて、その地番の中でも分離できるよということで、大変いいことじゃないかなと思うんですけども。やはり山林に関しては、かなり今、環境税の絡みもありまして、山林はちょっと、増えるんじゃないかなという感じはするんですけど。という形のことであれば、山林の環境税が入ってくる可能性が高いなという感じしてますし、農家自体も農作業として出来ない地域を山林にしてるのに、何故畑なのって言われてるんですけども、そういう細かい精査ができるってことは、良いことでないかなと思ってます。

斎賀委員長

ほかに意見ありませんか。

高橋秀明委員

全体像がちょっと見えて、覚えようとした私の脳みそに入ってはきてるんですけど、これ5年ごとにやるっていうスケジュールは今後とも続くんですか。

新野農政係長

今後、今回の見直しを機に、必要な統計的な数値ですとか、そういったことも、こういったものが必要かっていうのがわかりましたので、こういったものは、常に担当課のほうで収集して見直しが可能な状況を作っていきたいなと思います。

基本的には、5年ごとの見直しなんですけども、社会的な情勢ということで、大きな変化がなければ、全体的な見直しは不要と考えてます。

それを判断するのに必要な数値は、今後、丁寧に整理していきたいなと思います。

高橋秀明委員

筆管理っていうことで、一筆一筆、農地の広さ、相当あるとは分かるんですけども、1万7千筆があるっていうのをデータ化するという作業をこの設計会社にやってもらってるっていうこと。株式会社シン技術コンサル、ここに落札されて、そこがやってるという認識でいいんですか。

新野農政係長

おっしゃるとおりです。

高橋秀明委員

後から3ページ目のマスタープラン変更前と変更後のところにね、細かいかもしれないですけども、「農業後継者住宅3軒整備済み」これはどこの地区にあるどのことを言ってるのかわからないんで知りたいと思って質問にあげました。

新野農政係長

ただいまの御質問ですけども、農業後継者住宅ということで、こちらのほうは現計画も案件があった場合、農業後継者の住宅を農振農用地内に建てるというときには、除外が必要になってくるんですけども、案件があった場合には、この部分に追加して、書く形にしております。現在の計画の中に3件分、過去の除外の実績から3件分ということで載せております。

場所については、北進が1件、上幌が1件、中間寒が1件ということで、こちらのほうは、過去の除外の状況等を業者のほうで拾ったものと現計画から拾い直したもので、載せて、返していただいと。

整備済みということで、他の市町村の農振計画、表現の方法でも整備済みなんで、見えない形のほうがいいのかなどは思ったんですけども、札幌市ですとかその他の市町村の計画を見ると整備済みというような形で公表してたりしておりますので、今後、新たに家を建てるとか、増えた場合は、この表なんですけども、その下に追加されていくというような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

高橋秀明委員

そのことについて、もう1回、念を押しますけど、要するに、敷地を用意しただけなんですか。上に建物はないという説明でいいんですか。

新野農政係長

こちらのほうは、全て整備済みということで、建ってます。

(高橋秀明委員「住んでもいるんですか」)

住んでもおります。

斎賀委員長

ほかに委員から何かありませんか。

植村委員

今後、うちの基幹産業である農業に関して、大きな指針という形になっていくと思うんですけども、あえて言わしていただければ、この幌延町農業振興地域整備計画という部分で、新しい事業も盛り込んで、農業の振興を図っていきますよということなんですけども、今現在、農業の担い手っていうか、行ってる農家の1番大きな悩みっていうのは、人手不足という離農者の跡地を買って、経営を大きくして、それを家族労働で使用していくという部分では、作業労働の不足というのが、もうマンネリ化してきてるということで、最近、隣の町あたりでも、トラクター作業の無人化事業とかということで、いろいろと先手を打って、そういった事態に備えようとしてきているのが現状じゃないかなと思います。

できるのであれば、うちの町もそういうことを向けて、5年、10年後の農業の在り方というものを、きちっと指針を示して、事業を組んでいくということも、農業者にとっては大きな励みになるのかなと思いますんで、ひとつ参考にしていただければなというふうに思うんですけども。いかがでしょう。

新野農政係長

参考として、承りましたということで、まだ修正中の中身でありますので、作業機の自動化、よく言われるICT化等そういったこともマスタープランの中で謳えるところがあれば考えていきたいなと思います。

斎賀委員長

植村委員よろしいですか。

(植村委員「はい」)

ほかに委員、発言ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、産業振興課所管「幌延町農業振興地域整備計画策定事業について」これで閉じたいと思います。

続きまして3、その他。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、調査事業全て終わり、以上をもちまして第8回まちづくり常任委員会を閉じたいと思います。

皆さんありがとうございました。

(14時41分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来